

保険者番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	札幌市	287,274	54,314	○	12,105	826	331	554	399		○	○	○	○	○	○	○	○
2	函館市	49,698	12,082	○	810	112	22	58	34	H20.5.31	○	○			○	○	○	○
3	小樽市	22,775	3,121	○	419	17	0	14	10	H20.8.29	○	○	○	○	○	○	○	○
4	旭川市	59,065	2,417	○	389	0	0	0	0	H20.6.1	○	○	○	○	○	○	○	○
5	室蘭市	15,662	3,239	○	256	4	0	5	1	H20.8.31	○	○	○					
6	釧路市	30,455	5,466	○	143					H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
7	帯広市	27,039	5,743	○	10	0				H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
8	北見市	21,561	2,270	○	614	56	19	40	31	H20.8.28	○	○						
9	夕張市	2,641	261	○	13					H20.8.31	○	○	○					
10	岩見沢市	14,592	1,481	○	93	6		4	5	H20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○
11	網走市	5,922	828	○	78	2	0	2	2		○	○	○					
12	留萌市	3,479	899	○	4	0	0	0	0			○	○					
13	苫小牧市	25,496	5,104	○	175	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○					
14	稚内市	6,291	1,082	○	5	0					○	○	○					
15	美幌市	4,865	647	○	117	9	1	6	5	H20.8.31	○	○	○					
16	芦別市	3,438	289	○	26						○							
17	江別市	17,102	4,354	○	90	1	0	1	0	H20.8.31	○	○	○					
18	赤平市	2,882	689	○	6	1		2	1		○							
19	紋別市	4,247	712	○	14	0					○	○						
20	士別市	3,650	333	○	2	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
21	名寄市	4,431	365	○	0						○	○	○					
22	三笠市	2,282	431	○	2	1		1	1	H20.8.31	○	○	○					
23	根室市	5,049	802	○	66	7	1	10	3	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
24	千歳市	11,562	1,626	○	27	2	0	2	1		○	○	○	○	○	○	○	○
25	滝川市	6,987	805	○	90						○	○	○					
26	砂川市	3,191	228	○	75	8	2	5	5	H20.8.31		○	○	○	○	○	○	○
28	深川市	4,350	478	○	0													
29	富良野市	4,082	438	○	6	0	0	0	0		○	○	○					
30	登別市	8,134	2,655	○	4	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○					
31	恵庭市	8,914	1,115	○	35	3	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
33	伊達市	6,203	625	○	74	6	4	7	4		○	○	○					
34	北広島市	8,311	2,087	○	23	1	0	1	1	H20.9.3	○	○	○					
35	石狩市	9,333	1,615	○	192	15	10	9	7	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
36	当別町	2,762	467	○	12	1	0	1	1		○	○	○	○	○	○	○	○
37	新篠津村	648	20	○	0	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○					
40	松前町	1,966	458	○	8	1	0	0	2		○	○	○	○	○	○	○	○
41	福島町	1,079	110	○	7	0	0	0	0		○		○	○	○	○	○	○
42	知内町	860	158	○	6	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
43	木古内町	1,120	185	○	4	0	0	0	0		○	○	○					
44	北斗市	7,657	951	○	97	9	4	5	3	H20.8.31	○		○					
46	七飯町	4,599	1,226	○	39	2	1	0	1		○							
51	鹿部町	1,017	210	○	43	0	0	0	0		○	○	○					
53	森町	3,385	718	○	27	4	1	1	4		○	○	○	○	○	○	○	○
54	八雲町	3,263	829	○	4	0	0	0	0	H20.8.31		○	○					
55	長万部町	1,262	293	○	3	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○					
56	江差町	1,511	177	○	2	1		1			○	○	○					
57	上ノ国町	1,024	109	○	21	0	0	0	0		○							
58	厚沢部町	862	175	○	0					H20.8.31	○							
59	乙部町	782	93	○	4	0	0	0	0			○	○					
62	奥尻町	614	146	○	7	2	0	3	1		○							
64	せたな町	1,976	382	○	71	5	0	6	2	H20.9.1	○		○					
65	今金町	1,114	74	○	7	2	1	4		H20.8.31		○	○					
66	島牧村	378	47	○	6	1	0	1	1		○	○	○					
67	寿都町	688	61	○	0					H20.9.10	○	○	○					
68	黒松内町	491	34	○	0					H20.8.29	○	○	○					
69	蘭越町	959	63	○	0						○	○	○					
70	二七二町	882	44	○	0					H20.8.29	○	○	○	○	○	○	○	○
71	真狩村	419	21	○	0					H20.8.31	○		○					
72	留寿都村	319	24	○	0						○	○	○					
73	喜茂別町	472	88	○	1	1	0	0	2		○	○	○	○	○	○	○	○
74	京極町	525	43	○	1	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○					
75	倶知安町	2,429	289	○	0					H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
76	共和町	1,023	60	○	0						○	○	○					
77	岩内町	2,818	554	○	0						○	○	○					
78	泊村	349	35	○	0						○							
79	神恵内村	189	13	○	0						○	○	○					
80	積丹町	630	150	○	1						○	○	○					
81	古平町	847	79	○	9					H20.8.31		○	○					
82	仁木町	800	46	○	5	0				H20.8.31	○							
83	余市町	3,659	590	○	10	0	0	0	0	H20.8.31	○		○					
84	赤井川村	198	14	○	0						○							
87	南幌町	1,186	132	○	3						○							
90	由仁町	1,212	128	○	3					H20.9.1	○	○	○					
91	長沼町	2,008	147	○	37	4		1	3		○	○	○					
92	栗山町	2,427	178	○	7					H20.8.31	○		○					

保険者番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納世帯数	被保険者資格証明書					資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組										
				実施状況	交付世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書催告	電話催告	訪問	休日電話催告	休日訪問	時間外電話催告	時間外訪問	その他	
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数										
189	中札内村	852	15	0	0														
190	更別村	577	15	0	0														
192	大樹町	1,109	53	4	0														
193	広尾町	1,517	160	0	0				H20.8.31										
194	藻別町	4,361	486	30	0				H20.9.1										
195	池田町	1,546	66	0	0				H20.7.30										
196	豊頃町	691	37	0	0														
197	本別町	1,591	137	2	0				H20.8.31										
198	尼崎町	1,531	125	11	0				H20.8.31										
199	陸別町	526	47	1	0				H20.9.1										
200	浦幌町	1,131	118	3	1	0	1	0											
201	釧路町	3,196	644	0	0														
202	厚岸町	2,083	390	2	0				H20.5.1										
203	浜中町	1,354	478	9	1	1	1	1											
204	標茶町	1,699	142	2	0														
205	弟子屈町	1,609	312	8	0			1	H20.8.31										
207	鶴居村	404	36	0	0														
208	白糠町	1,781	356	0	0														
210	別海町	3,056	234	53	7	0	6	4											
211	中標津町	3,521	850	120	3	0	0	3	H20.8.31										
212	標津村	1,114	199	0	0	0	0	0	H20.8.31										
213	羅臼町	1,333	310	0	0	0	0	0											
251	大空保健医療連合	4,644	497	0	0														
都道府県合計		888,618	144,911	173	16,864	1,143	403	760	556	160	138	145	42	49	121	129	60		

	<p>税・上下水道・福祉・公営住宅・保育料などの徴収担当課と連携し情報の共有を図る。(江別市、小樽市、釧路市、帯広市、士別市、東広市、松前町、せたな町、今金町、京極町、泊村、積丹町、古平町、夕張市、美幌市、三笠市、南幌町、由仁町、月形町、妹背牛町、沼田町、幌加内町、歌志内市、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨雹町、当麻町、和泉町、下川町、中川町、苫前町、中頓別町、安平町、釧路府町、雄武町、池田町、幕別町、音更町、士幌町、鹿追町、更徴収職員を増員し、訪問督促による接触の機会を増やした。(札幌市)</p> <p>金融機関等に預貯金調査をして、口座があれば差押予告を送付して接触を図る。(釧路市)</p> <p>資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組みの、訪問から訪問までについては一律に行わないが、ケースバイケースで行っている。(北見市)</p> <p>滞納世帯には短期保険証を交付し、保険証更新時に接触を図っている。(岩見沢市)</p> <p>広報誌、街頭放送等による納付啓蒙の実施。他係との連携強化により、折衝機会を設ける。(網走市)</p> <p>短期被保険者証の発行(留萌市)</p> <p>国保手続き来庁の際、及び短期保険証更新の際に収納担当課と納税相談を行う(稚内市)</p> <p>保険証(短期証含む)の更新時期に納税相談を実施(平日及び休日)し、滞納者との接触を図る。(虻別市)</p> <p>電話催告→通常随戸→夜間随戸→職場調査→職場訪問の順で行っているが、アパートなどの場合には大家への訪問等も行っている。(紋別市)</p> <p>保険税徴収部門と連携し、情報を共有するとともに、催告、訪問などにより接触を図っている。(滝川市)</p> <p>特別事情に関する届出書を送付し、弁明機会を付与することに努め、接触を図る。(砂川市)</p> <p>税・水道など徴収担当課連絡会議を実施し情報の共有を図る。(千歳市)</p> <p>市税等収納プロジェクト会議を数回開催(市税、介護・後期高齢者保険料、住宅料等の担当職員)し、収納強化を図る。(富良野市)</p> <p>被保険者資格証明書の決定した後、対象世帯に文書で納税相談日(3日間 9:00~20:00まで)を通知し滞納者と最終接触を図り、資格証の予定者を再抽出、被保険者資格証明書交付書等で審査し最終決定する。(紋別市)</p> <p>関係課と連携し、医療助成制度の有無、水道の利用状況等の関連する情報を共有する。(当別町)</p> <p>年に3回程度納税相談(夜間・休日)の開設(知内町)</p> <p>現在交付している資格証交付者については、納税相談等に応じない、分納契約の継続的不履行者に対し交付している(知内町)。</p> <p>滞納者については、税収納担当と連携を図り、窓口来庁時に相談を実施(厚沢部町)</p> <p>税・福祉・水道担当部署などと連携し、情報の共有を図る。(ニセコ町税等収納対策会議の開催)(ニセコ町)</p> <p>定期的な夜間訪問を管理職、臨時職員を含めた体制のもと実施していることなど。(岩内町)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図り、来庁した際には連絡をとりあっている。(仁木町)</p> <p>給与所得者の勤務先調査を行い接触を図る。(長沼町)</p> <p>短期証を窓口において発行することにより、来庁する回数が増加させ、折衝機会の増加を図る。また、呼び出しも積極的に実施している。(栗山町)</p> <p>各担当課と連携し、訪問・呼び出し・電話催告等により積極的に滞納者と接触を図る。(秋分町、奈井江町)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(滞納対策プロジェクト会議)(比布町)</p> <p>収納対策室を中心に、税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図っている。(愛別町)</p> <p>税、水道などの担当課と連携し町税等滞納処理対策プロジェクトにより随戸訪問を実施。休日、夜間納税相談窓口の開設。被保険者証更新時の納税誓約、相談の実施。(上富良野町)</p> <p>被保険者証の更新時に納税相談を行っている。(中富良野町)</p> <p>徴収専門の担当を設置している。(2名配置)(占冠村)</p> <p>個別呼び出し(天塩町)</p> <p>徴収担当職員がこまめに連絡をし、少しでも納入してもらうよう訪問している(猿払村)</p> <p>必ず訪問を行い、納税相談等を行う(礼文町)</p> <p>年に数回、滞納者を対象に納税相談等の機会をつくり、滞納者が実情を相談しやすい環境づくりを実施している(利尻町)</p> <p>収納対策連絡協議会を設置し、情報の共有を図る。(美幌町)</p> <p>電話、訪問により接触できない滞納者に対し、文書により夜間来庁の依頼を行い接触を図っている。(湧別町)</p> <p>保険証更新時(町内各地区へ向う際の更新を含む。)に、税徴収担当者も同席し、滞納者と接触を図っている。(湧別町)</p> <p>収納対策室を中心に、各課連携を図り、情報の共有を図る。(豊浦町)</p> <p>税担当課と連携し情報の共有及び合同徴収の実施(厚真町)</p> <p>町広報誌を通じて、休日、月末時間外に随時納税相談窓口を設置している。(平取町、日高町)</p> <p>公営住宅・上下水道等の担当課と連携し情報共有し、行政サービス制限条例により、他課への申請の際にも納税状況を確認。(新冠町)</p> <p>納税相談の勧奨。(新ひだか町)</p> <p>短期証の有効期限を1ヶ月にし、来庁の都度接触を図っている。(えりも町)</p> <p>短期保険証を交付する際に、郵送でなく窓口交付とすることで納税相談の機会を作る。(釧路町)</p> <p>保険証の更新時に納税相談を実施。(標茶町)</p> <p>納税担当・納税徴収員との訪問徴収情報の共有。短期証・窓口交付の際の定期的な状況把握(上士幌町)</p> <p>収納対策会議の開催により各課と連携し、情報の共有を図る。(新得町)</p> <p>滞納者に対しては相当の期間、短期証の交付により納税督促に努めた上で、資格証明書の交付を行っている。(清水町)</p> <p>納税担当課と連携し、滞納管理システムの活用等により情報の共有を図る。(芽室町)</p> <p>納税相談を実施する時期を定め、相談機会の定期的な確保に努めている。(芽室町)</p>
--	--

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書					資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組																
				実施	交付	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書	電話	休日	休日	時間外	時間外	その他								
				状況	世帯数	子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数		催告	催告	訪問	電話催告	訪問	電話催告		訪問							
滞納の滞納世帯よりも訪問回数を増やし、積極的な実情把握をする。(雄武町) 審査会により判定を行う。(中標津町) 資格証交付者及び候補者には納税に関する相談の呼び出しを行う。(中標津町) ニセコ町国民健康保険税滞納者審査委員会を設置し、判定を行っている。(ニセコ町) 所得状況等の調査、本人の申出、面談による聞き取りを行う。(京極町) 交付要綱に基づき判断。交付要綱外の案件については、課長以上の役職と協議する。(仁木町) 審査委員会(庁内)を開催し判定を行う。(中札内村) 資格証予告文書に、特別な事情に関する申告書を同封(足寄町) 措置審査委員会において判定を行う。(浦幌町・幕別町)																									

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するためにしている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（02）都道府県名（青森県）

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち			日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他	
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数										中学生数
001	青森市	49,038	4,892	○	771	39	0	25	19		○	○	○			○	○	○
002	弘前市	32,814	6,914	○	1,243	281	99	210	126		○	○	○	○	○	○	○	
003	八戸市	41,693	8,679	○	494	0	0	0	0	20. 8. 31	○	○	○	○	○	○	○	
004	黒石市	6,689	258	○	17	1	0	2	0		○	○	○	○	○	○	○	○
005	五所川原市	13,037	1,101	○	71	3	0	2	2	20. 8. 31	○	○	○			○	○	○
006	十和田市	12,048	1,964	○	241	23	3	13	13	20. 8. 31	○	○				○		○
007	三沢市	7,249	1,139	○	0	0	0	0	0	20. 9. 1	○	○	○					
008	むつ市	12,142	2,402	○	168	6	4	4	6		○	○	○	○	○	○	○	○
009	平内町	2,666	232	○	13	0	0	0	0			○	○			○	○	○
011	今別町	824	289	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○	○	○
012	蓬田村	576	93	○	11	1	1	0	0		○							○
015	鱒ヶ沢町	2,841	296	○	56	3	1	0	3									○
017	深浦町	2,381	148	○	15	1	0	1	0	20. 8. 31	○	○	○			○	○	○
025	西目屋村	302	25	○	0	0	0	0	0									
026	藤崎町	2,841	295	○	51	0	0	0	0	20. 9. 12	○							○
027	大鰐町	2,301	410	○	12	0	0	0	0		○							○
032	田舎館村	1,319	89	○	14	4	0	2	2	20. 8. 31	○	○	○			○	○	○
034	板柳町	3,229	329	○	57	11	1	12	7		○							○
036	中泊町	3,322	342	○	63	7	2	8	3		○	○	○					○
037	鶴田町	3,111	290	○	51	5	2	6	1		○	○				○	○	○
040	野辺地町	3,163	823	○	30	2	1	2	0	20. 8. 31	○	○	○			○	○	
041	七戸町	3,512	375	○	20	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
044	六戸町	2,107	142	○	29	5	1	2	2		○							○
045	横浜町	1,056	128	○	17	0	0	0	0		○		○				○	○
047	東北町	3,820	575	○	9	0	0	0	0	20. 8. 31	○	○				○		○
050	六ヶ所村	1,960	461	○	0	0	0	0	0									
053	大間町	1,412	315	○	23	1	0	1	1	19. 10. 1	○		○					○
054	東通村	1,476	231	○	38	9	4	5	0	20. 8. 31	○	○	○					
055	風間浦村	561	144	○	6	1	2	0	0	20. 8. 31	○	○	○					○
056	佐井村	558	70	○	3	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
058	三戸町	2,452	237	○	75	20	9	9	12		○	○	○			○	○	○
059	五戸町	3,653	405	○	77	14	2	11	11		○	○	○					○
060	田子町	1,396	136	○	55	1	0	0	1	20. 9. 1	○	○	○					○
062	南部町	7,464	211	○	118	11	3	5	7		○	○	○			○	○	○

063	階上町	2,726	410	○	19	1	0	2	0		○	○		○	○	○
067	新郷村	605	49	○	7	0	0	0	0		○		○			○
070	つがる市	7,910	1,092	○	8	2	0	3	2	20. 9. 10	○	○	○		○	○
071	外ヶ浜町	1,670	350	○	9	0	0	0	0		○	○	○		○	○
072	平川市	5,931	397	○	46	1	0	0	1		○	○	○			○
073	おいらせ町	4,275	634	○	303	79	22	53	33	20. 8. 31	○					○

都道府県合計		258,130	37,372	40	4,240	532	157	378	252		35	28	28	5	6	21	20	30
--------	--	---------	--------	----	-------	-----	-----	-----	-----	--	----	----	----	---	---	----	----	----

<p>滞納者と接触を図るための具体的な取組</p>	<p>弁明の機会の付与通知、短期証の予告通知(青森市) 収納課・税務課と連携して合同夜間徴収を行い情報を共有(黒石市) 国税徴収員による戸別徴収(五所川原市) 福祉課・収納課などの関係課と連携し情報を共有(十和田市、今別町、蓬田村、深浦町、藤崎町、田舎館村、中泊町、六戸町、横浜町、東北町、三戸町、田子町、南部町、新郷村、おいらせ町) 平日来庁できない人のために月末に収納・納税相談窓口設置(むつ市) 滞納世帯呼び出し相談(平内町) 弁明書を持参してもらい担当課・税務課・本人の三者で話し合う(鱒ヶ沢町、板柳町) 短期証交付後も納付しない世帯に交付(大鱒町) 徴収等収納特別対策会議(税、介護、水道、住宅、病院、国保)で情報を共有(鶴田町) 滞納整理組合職員と連携して訪問(大間町、風間浦村) 来庁時に国保担当課と国税担当課が連携して対応(階上町) 公金の滞納状況を共有し、総括的に徴収(外ヶ浜町) 納付相談も兼ねて窓口で交付(五戸町) 指定日に夜間・休日の納税相談(平川市)</p>
<p>子供のいる世帯に対する特別な取組</p>	<p>乳幼児医療助成対象世帯には交付しない(青森市) 義務教育終了前の子供がいる世帯には交付しない(八戸市、黒石市、三沢市) 家庭訪問し収支状況を聞き取るなど納税相談(むつ市、東北町、三戸町、田子町、南部町) 納税相談時に収入の状況、生活の実情を把握(蓬田村、板柳町、横浜町) 乳幼児世帯の世帯主と接触した上で被保証を交付(野辺地町) 町単独助成制度の申請の際に納付指導(六戸町) 納付指導しなるべく短期被保証を交付(新郷村、風間浦村) 低所得者には短期被保証を交付(五戸町) 資格証交付後も相談し短期被保証へ移行促進(おいらせ町)</p>
<p>特別な事情の有無の判断のための特別な取組</p>	<p>収納課と協議して個別に判断(八戸市、風間浦村) 国税滞納者措置認定審査委員会を設置し認定(黒石市、十和田市、平内町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、藤崎町、田舎館村、板柳町、鶴田町、横浜町、東北町、三戸町、田子町、南部町、階上町、平川市) 公費負担医療受給者には届出してもらい短期証を交付(むつ市) 事情を把握し、関係課と連携して状況を確認して判定(板柳町) 弁明書を徴した上で滞納者措置認定委員会で判定(野辺地町) 関係課長、副村長で審査・認定(新郷村) 滞納者の事情や問題をデータとして蓄積し、審査の参考にしている(おいらせ町)</p>